高等学校就学準備等給付金のご案内

1. 支給の対象となる方(支給対象者)

- ■①②に当てはまる方が支給対象者です。**所得制限はありません**。
 - ① 対象児童の保護者 ※1
 - ② 保護者のいずれにも監護されず、または保護者と生計を同じくしない対象児童を監護 し、かつその生計を維持する方
 - ※1:対象児童の保護者とは

「対象児童の父母及び未成年後見人で、これを監護し、かつ生計を同じくするもの」または「対象児童の祖父母で、これ と同居して監護し、かつその生計を維持するもの」をいいます。

2. 対象児童

令和7年9月30日(基準日)に多治見市内に住所を有する中学3年生等 ※2

※2:中学校に就学していない児童であっても、同年齢の者は対象

3. 支給額

対象児童1人あたり3万円

4. 支給手続き

本給付金に「積極支給(申請なしで受け取れる制度)」はありません。申請に基づく支給と なります。

■公立学校に児童が就学している場合 学校を通じて申請書類をお渡しします。書類記入及びご提出後、審査を行い本給付金の 支給を行います。

保険年金課、子ども支援課、教育委員会、市内中学校(8校) 【提出先】

【提出方法】郵送または提出先へ直接提出(令和8年1月30日 必着 当日消印有効)

■私立学校に児童が就学しているまたはその他 申請書を児童住所宛てに発送します。書類記入及びご提出後、審査を行い本給付金の支 給を行います。

【提出先】 保険年金課、子ども支援課、教育委員会

【提出方法】郵送または提出先へ直接提出**(令和8年1月30日 必着 当日消印有効)**

【ご注意ください】

- ※上記の口座を解約しているなど、給付金の支給 に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座 を変更するなどの手続きをしてください。
- ※各種届出は、多治見市ホームページからダウン ロードしていただくか、お問い合わせください。



「高等学校就学準備等給付金」の"振り込め詐 欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省 (の職員) などをかたった不審な電話や郵便があった場 合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警 察相談専用電話(#9110)) にご連絡ください。

■お問い合わせは下記までお電話ください。

多治見市高等学校就学準備等給付金 窓口 0572-23-5732

(受付時間:平日8:30~17:15)

で検索